

倉敷市教育委員会  
ネットワーク機器更新事業  
公募プロポーザル実施要領

令和8年6月15日

倉敷市教育委員会  
教育 ICT 推進課



倉敷市教育委員会ネットワーク機器更新事業  
プロポーザル実施要領

1 目的

倉敷市教育委員会は、倉敷市の所有する地域イントラネット網によって市内の各教育施設を接続しており、各種の業務を行っている。また、各施設内には施設内 LAN を構築しており、いずれも倉敷市教育委員会が管理・運用を行っている（ネットワークの概略は実施要領別紙 1～4 を参照）。各地域へネットワークを分配する 1 次局と、施設内のネットワークを分配する 2 次局および 3 次局で役割が異なっている。これらのネットワーク機器において、複数の業務ネットワークを運用しており、それぞれを VLAN で分けて管理している。

本事業は、教育委員会の各ネットワーク機器を更新するものであり、その対象は令和元年度に整備した校内 LAN 機器、メインスイッチ、基幹ネットワーク機器、その他更新が必要と考えられる機器である（対象機器は実施要領別紙 5 「更新対象機器台数一覧」を参照）。

本更新にあたっては、単なる機器の置き換えにとどまらず、回線帯域の増幅、ネットワーク構成の最適化（2 次局の廃止および上位局への直接接続による拠点集約）を図るものとする。

本事業では、教育委員会が管理する施設でネットワークを利用した業務が安全にかつ安定して行われることを目的としており、対象機器の正常動作はもちろんのこと、既存の業務が円滑に遂行できることが必要である。

また、本市では令和 11 年度末を目途に文部科学省が提唱する「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠するアクセス制御型のネットワークに移行することを検討しており、校務系ネットワークと学習系ネットワークを 1 つのネットワークに統合し、ロケーションフリーで教職員が業務を遂行できる環境整備を行う必要があるため、将来を見据えた機器に更新することを基本方針とする。

なお、本事業は、コアスイッチ、1 次局を除く各施設での機器更新作業は、基本的にそれぞれの勤務時間内に行うこと、公共施設や学校園は一般の市民や子供たちが活動する場であるため、更新方法についても特別の配慮を行うことなどが必要である。

この実施要領は、本事業を実施するために、仕様に示す機器選定や構築にかかる設計や作業計画、また運用にかかる優れた機能やサポート体制、セキュリティ等を提供する業務を提供する事業者を広く募り、プロポーザル方式で最適な者を選定するため、その実施方法等必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 倉敷市教育委員会ネットワーク機器更新事業
- (2) 履行場所 別紙 6 「倉敷市教育委員会ネットワーク機器更新事業対象施設・必要機器数一覧」のとおり
- (3) 賃貸借期間 令和 9 年 2 月 1 日から令和 16 年 1 月 31 日まで（84 か月賃貸借）
- (4) 調達範囲 倉敷市教育委員会ネットワーク内に設置している各ネットワーク機器一式、その設計・構築・現地展開・2 次局廃止に伴う配線等の更新作業及び運用開始後の機器故障時の復旧作業、並びに運用支援を含むネットワークに関する運用保守に係る一連の業務すべてを調達範囲とする。

※詳細については、「8 仕様書等の配付」で配布する仕様書等を参照のこと

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

- 4 見積限度額 総額528,528,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
 ※84か月賃貸借契約の総額  
 ※参考月額：6,292,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 スケジュール

内 容	日 程
公募開始	令和8年6月15日（月）
参加申込の受付締切日	令和8年6月23日（火）17時まで
参加資格の確認結果通知 仕様書等の配付	令和8年6月25日（木）
質問締切日	令和8年7月2日（木）17時まで
質問回答日	令和8年7月6日（月）
提案書提出締切日	令和8年7月17日（金）17時まで
審査（プレゼンテーション等）	令和8年7月下旬（予定）
審査結果通知日	令和8年7月下旬～8月上旬（予定）
契約手続き	令和8年8月中（予定）

6 参加資格

参加できるのは、次の要件全てに該当する者とする。なお、複数事業者による連合体方式（以下「企業グループ」という）で提案する場合は、代表事業者及びグループ構成事業者が本要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
  - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 賦課されているすべての税（国税、岡山県税、倉敷市税）を滞納していないこと。
- (3) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (4) 参加資格確認申請書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと。
- (5) 参加申込の受付締切日から審査結果通知日の間に倉敷市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) プライバシーマークまたは ISO27001 を取得していること。  
 また、倉敷市教育委員会から開示される機密情報について機密保持の誓約ができること。
- (7) 国内の同等規模以上の自治体・企業でのネットワーク機器更新（新規整備を含む）を、過去10年以内に設置・設定し、正常に稼働させた実績を有すること。（企業グループの場合は、構成員のいずれかで可）

(8) 企業グループにあつては、更に次の条件を満たすこと。

ア 本事業の調達に関して、単独事業者又は他の企業グループの構成員として参加していないこと。

イ 企業グループは、幹事業者を選定し、幹事業者を代表者とする事。

## 7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

### (1) 参加申込

ア 受付締切日時

令和8年6月23日(火) 17時まで(時間厳守)

イ 受付時間

9時から17時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)

※月曜日はライフパークの休館日であり、訪問の際は、事前に電話で連絡すること。

ウ 提出書類

(ア) 様式1 参加資格確認申請書(兼参加資格確認調書)

(イ) 様式2 業務実績記載書

(※第6項第7号に定める実績を必ず記載すること)

(ウ) 様式3 提案事業者会社概要

(※会社パンフレット等を添付すること)

(エ) プライバシーマークまたはISO27001を取得していることが分かる書類

(オ) 様式4 機密保持誓約書

倉敷市教育委員会より開示される機密情報の保持を遵守する旨の誓約書

(カ) 様式5 企業グループ構成書 ※企業グループの場合

(キ) 様式6-1 委任状(企業グループ) ※企業グループの場合

(ク) 様式6-2 委任状(必要な場合) ※必要な場合

エ 提出部数

正本1部

オ 提出方法

持参又は郵送により、「14応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、事前に連絡の上、受付時間内に提出するものとし、郵送する場合は、受付期間の終了日の受付時間内必着(配達証明付きで送付)とする。

※月曜日はライフパークの休館日であり、訪問の際は、事前に電話で連絡すること

カ 参加資格の確認結果通知

令和8年6月25日(木)までに参加の可否を、参加資格確認申請書に記載されたアドレスへメールで通知する。

### (2) 参加申込に係る質問

ア 質問方法

本プロポーザル参加について質問がある場合は、メールで「14応募・問合せ先」に提出

すること

メール送付時の件名は「日付【倉敷市教育委員会ネットワーク機器更新事業参加に係る質問】」とすること。

イ 質問締切日時

令和8年6月19日（金）12時まで

ウ 回答方法

質問のあった事業者に対してメールで回答

（参加に際して、他の事業者に影響があると思われる質問があった場合は、質問及び質問に対する回答をホームページ上で開示する。）

エ 質問回答日

令和8年6月22日（月）

オ その他

質問の内容によってプロポーザル方式による業者選定に公平性を保てないと判断した場合には、回答しないことがある。

## 8 仕様書等の配付

### （1）配付物

ア 仕様書

イ 提案書等記載要領

ウ 様式9 審査評価基準書

エ 様式10 仕様確認書

オ 様式11 見積書

### （2）配付方法

参加資格の確認結果通知と併せて、参加資格要件を有すると認めた者に、仕様書等をメールで送付する。

## 9 質問回答

### （1）質問方法

仕様書等について質問がある場合は、様式7「質問書」により、メールで「14 応募・問合せ先」に提出すること。

メール送付時の件名は「日付【倉敷市教育委員会ネットワーク機器更新事業仕様書等に係る質問】」とすること。

### （2）質問締切日時

令和8年7月2日（木）17時まで

### （3）回答方法

様式1「参加資格確認申請書」に記載されたアドレスへメールで回答

### （4）質問回答日時

令和8年7月6日（月）17時までに、参加資格の確認結果通知で参加可となった全者に回答する。

(5) その他

- ア 質問の内容によってプロポーザル方式による業者選定に公平性を保てないと判断した場合には、回答しないことがある。
- イ 質問事項に対する回答をもって、仕様書等を補正したものとする。

10 提案書等

(1) 受付締切日時

令和8年7月17日(金) 17時まで(時間厳守)

(2) 受付時間

9時から17時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)

※月曜日はライフパークの休館日であり、訪問の際は、事前に電話で連絡すること。

(3) 提出書類

ア 提案書

「仕様書」を基に、「審査評価表」(様式9)の別表「提案書及びプレゼンテーション評価表」の順に作成すること。提案書の様式は、A4版を基本とする自由様式とする。

イ 仕様確認書

「仕様確認書」(様式10)に回答を作成し提出すること。

記載内容に関して疑義がある場合、説明を求める場合がある。

ウ 見積書

「見積書」(様式11)に、事業総額(84か月賃貸借契約の総額(消費税及び地方消費税を含まない))及び月額リース料(税別)と、指定するリース会社名を記載し、代表者印を押印すること。

(4) 提出部数

ア 正本(法人名を記載したもの) 1部

イ 副本(正本の写し。法人名称やロゴの記載がないもの) 10部

提出時には「提案書」、「仕様確認書」、「見積書(写し)」の順番で一つにまとめて散逸しないように綴じること。

ウ 電子媒体(CD-ROMまたはDVD等) 1枚

提出書類一式の内容をPDF形式等で保存した電子媒体を作成し、提出すること。

(5) 提出方法

提出書類は封筒に入れ、封筒に企業(企業グループの場合は代表企業)の商号又は名称と共に「倉敷市教育委員会ネットワーク機器更新事業提案書等書類在中」と朱書きして提出すること。

持参又は郵送により、「14 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、事前に連絡の上、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、受付期間の終了日の受付時間内必着(配達証明付きで送付)とする。

(6) 書類選考

提案者が3者を超える場合、プレゼンテーションの前に書類選考を行う場合がある。書類選考により、プレゼンテーションの参加が認められない場合、提案者に別途通知する。

(7) その他

提出後の修正・再提出は受け付けないものとする。

## 11 審査について

### (1) 審査の方法

プロポーザルに参加した事業者の提出書類及び見積書とプレゼンテーション内容を、「審査評価基準書」に基づいて審査する。評価点の最も高い提案者を優先交渉事業者とする。

#### ア 日時・場所

令和8年7月下旬（予定）

ライフパーク倉敷もしくは倉敷市役所（予定）

※日時や場所等の詳細については別途通知する。

#### イ 提案順番及び参加者

提案順番は、参加資格確認申請書の受付順番を採用する。プレゼンテーションは、業務統括責任者の参加を必須とし、参加人数は5名以内とする。

#### ウ 準備物

機材などプレゼンテーションにおいて使用する備品等（パソコン等）は提案者で準備すること。資料表示に必要な設備（大型ディスプレイ又はプロジェクター及びスクリーン、HDMIケーブル）は倉敷市教育委員会で準備する。

#### エ 留意事項

(ア) 提案書を基本としてのプレゼンテーションを行うこと。審査時の追加資料は認めない。

(イ) プレゼンテーションの実施方法の詳細については別途通知する。

### (2) 選考方法

ア 審査評価基準書に基づき、提案書及びプレゼンテーション等の審査により行う。

イ 選考の結果、評価点が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。

ウ 評価点が同点の場合は、審査委員会の多数決により順位を決定する。

エ 評価点が全体の60%未満の場合は、交渉権者として選定しない。

オ 参加者が1者であっても、評価点が全体の60%以上であれば随意契約の交渉を行う。

カ 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。

(ア) 提出期限を過ぎて提案書を提出した者

(イ) 提案書に虚偽の内容が記載されている者

(ウ) プレゼンテーションに参加しなかった者

(エ) 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者

(オ) 見積書の金額が見積限度額を超えている者

### (3) 選考結果の通知

選考結果については、優先交渉権者が決定後、令和8年7月下旬～8月上旬（予定）に、プレゼンテーションに参加した全者にメールで通知する。

## 12 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

優先交渉権者と倉敷市教育委員会の間で、業務内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で協議が整った場合、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。なお、賃貸借契約の相手方は、優先交渉権者とその事業者が指名するリース会社との三者契約を行うものとする。

### (2) 契約保証金

倉敷市財務規則第173条により契約金額の100分の10以上の納付となる。ただし、倉敷市財務規則第175条に該当する場合は、契約保証金を減免する。

### (3) その他

#### ア 交渉の際には次の書類を提出すること

納税証明書（国税、岡山県税、倉敷市税に滞納がないことの証明）

- ・ 国税：所轄税務署で発行されるもの
- ・ 県税：所轄県民局で発行されるもの
- ・ 市税：所轄市役所等で発行されるもの

イ 優先交渉権者の選定後、契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式8）を提出すること。なお、この場合、次順位者と交渉を行う。

ウ 事業の全部又は主要部分を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

エ 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、これを適切に取り扱うものとする。

オ その他契約に関する条項は倉敷市財務規則による。

## 13 その他

(1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を倉敷市教育委員会に請求することはできない。

(2) 参加資格確認申請書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出する。

(3) 提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

(4) 提出された提案書等は返却しない。

(5) 提出された提案書等は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、倉敷市情報公開条例に基づき対応するので、第三者に開示する可能性がある。

(6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する可能性がある。

(7) 提出期限以降における提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、倉敷市教育委員会から指示があった場合は除く。

(8) 提出された提案書等に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格の指名停止等の措置を行うことがある。

(9) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。

(10) 選考結果に対する異議等は一切受け付けない。

#### 14 応募・問合せ先

本事業の問合せ先、提出書類の提出先は次のとおりとする。

〒712-8046

岡山県倉敷市福田町古新田940

倉敷市教育委員会教育ICT推進課

倉敷市教育委員会ネットワーク機器更新事業事務局 担当 岡田、田中

電話 086-454-0080

FAX 086-454-0307

E-mail keic@kurashiki-oky.ed.jp